

## 自動車整備工場の

### 「火災による教訓」

6月23日以降の天候で農作物はもとより飲料水にも不足し、消防本部では異状乾燥による火災予防を計画し、火災の防止に万全を期すよう関係機関に協力を求め、対策を講じましたが、去る7月31日、市内豊町の自動車整備工場（住宅併設）から火災が発生し、この火災によって最近にない人災の惨事をまねいたことは、市民の生命・財産を守る消防にとって誠に残念な出来事でありました。

この火災の発生原因は、同工場の整備工場が溶接機を使用して整備作業中に同じく整備工場が、工場内で整備完了車にガソリンを注入している際に引火し、同時に爆発的に火勢が強くなり、さらに、近くにあった相当量の工業用シンナー塗料など油脂類に引火したため、工場内が一挙に燃え広がり、隣接のアパート（8世帯入居）に延焼しました。

この火災によって焼死者1名、火傷者3名のほか、住宅・工場など約800万円相当を焼失しました。

以上のことより、今回の火災は油脂類の取扱い不注意によることが明白であります。自動車整備工場として、油脂類は業務上常用していることでもあり、一般の人より高度の知識を有していると認められます。割れ合いで安易感からこのような軽卒な取扱いにおよんだものと思われます。

このような恐ろしい油脂類の引火距離は、温度と湿度によって異なるが、最悪の条件を想定した実験の結果は、ガソリ

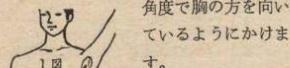


ンは70m、一般灯油が10mと発表されており、單に身近に火氣がないと判断するのは極めて危険であることを今回の火災を契機として「仙山の石」とすることなく、今後の教訓として関係業者はもとより一般市民も油脂類の貯蔵・運搬・注油などの取扱いについて最大の注意をはらうよう望みます。（消防本部）

## 保健婦の窓

### 体温のはかりかた

<1図>わきの下のへこみの中央に水銀溜を当て、体温計のはしが45度の角度で胸の方を向いているようにかけます。



<2図>検温がわの肘を側胸部につけ、手を

反対側の腕にかける。あいている方の手で検温がわの肘を動かないよう

に軽くおさえ、

そのまま5分~1

0分はかります。



### <注意>

1 水銀柱が35度以下にさがっていることを確かめる。

2 わきの下が汗でしめっていたら、乾いた布でふいてからかける。

3 検温中に体温計がこすられたり、はずして見たりしては正確な体温がはかれません。

4 乳幼児の検温中は目をさまさせないこと。また、36度以下のときは、再度はかってください。

5 体温計は、古くなるとくるいが生じますので、ときどき買替えることも必要です。



### <日本一大文字焼き>

## ～6万の人出で賑わう～

東北の夏まつりは、青森のねぶた、秋田の竿燈、仙台の七夕とづき、大館の大文字焼きで、真夏に別れをつげる。

今年の大文字焼きには、県内外へのPRがゆきといたせいもあって、この日は県外ナンバーの車が目立ち、大文字焼きがはじまる頃には、6万というかってない人出で賑わった。

夜に入ってから、ガスがかかって樹界が悪くなり、鳳凰山の輪郭をのぞむこと

## 秋の交通安全運動

<9月21日～9月31日>

9月21日から9月30日までの10日間、秋の交通安全運動が行われます。

今年は、子どもと老人の交通事故防止自転車乗りの被害防止、酒のみ運転の追放など、歩行者、運転者、運転者の雇主その他陸上交通に関するすべての者に、交通ルールの実践を習慣づけ、交通事故防止の徹底を図ることを目的として実施されます。



大館警察署管内で7月20日までに発生した交通事故を地区別にみると、上図のようになっています。

事故死ゼロをめざして、秋の交通安全運動をすすめましょう。

## 合成着色料を制限

6月13日から食品の合成着色料の使用制限がさらにきびしくなりました。

これは、昨年末の告示改正できめられた6カ月間の猶予期間がおわり実施されたものです。

### 合成着色料の使用禁止食品

あらたに合成着色料による着色が禁止された食品は、カステラ、スポンジケーキ、マーマレード、食肉つけもの、魚肉つけもの、めん類の6品目です。これによつて合成着色料の禁止される食品は、これまで禁止されていた、みそ、しょうゆ、わかめ類、こんぶ類、のり類、食肉きなこ、茶、鮮魚介類、豆類、野菜に加え、全部で17品目になりました。

### 紫色1号の使用禁止

これまで日本で許可されていた合成着色料は12種類でしたが、この中の紫色1号についてはWHO（世界保健機構）で使用を認めておらず、諸外国で発ガン性のデーターが報告されているなどの理由で同じく6月13日から使用禁止になりました。

（消費生活コンサルタント）

## 選舉にはどんな種類が

一般に「選舉」というのは一定の地位につく者を選び出す手続きや行為を総称していものとされていますが、選舉のルールを定めている公職選舉法においては、一定の地位というは公職の地位のことであり、これは衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会議員や知事、市町村の議会議員や市町村長の職をとしています。

ここでいう選舉の種類とは、公職の選舉の種類であり、さらに選舉が行なわれる事由、形態の面からみるとつぎのような種類にわけられます。

### 衆議院議員の選舉

- ・総選挙（任期満了または解散による）
- ・再選挙（当選人の不足等を補うため）
- ・補欠選挙（議員の欠員を補充するため）

## 選舉の知識

### 参議院の全国・地方選出議員の選舉

- ・通常選挙（任期満了による）再選挙
- ・補欠選挙

### 地方公共団体の議会議員の選舉

- ・一般選挙（任期満了または議会の解散）
- ・再選挙；補欠選挙、増員選挙（議会の議員の定数増加による）

### 地方公共団体の長の選舉

- ・任期満了による選挙、長が欠けたときまたは退職の申立てがあった場合の選挙、再選挙

なお、公職の選挙は、国政や地方政治を動かす者を選ぶ重要な選挙であるために公正かつ円滑な管理執行態勢が必要であり、このため厳正中立の第3者的機関が選挙の種類や区域等によって、つぎのとおり定められています。

選挙事務を管理する機関	管理する選挙の種類
中央選挙管理委員会	参議院全国選出議員選挙
都道府県選挙管理委員会	衆議院議員、参議院地方選出議員、都道府県の議会議員、都道府県知事の各選挙
市町村選挙管理委員会	市町村の議会議員、市町村長の各選挙
特別区選挙管理委員会	特別区の議会議員選挙

